国名:オーストラリア

	項目	内容	調査方法・
			情報源
1)	EPAs/FTAs	1) 日本・オーストラリア経済連携協定(2015年1月15日発効)1	オーストラリア外務 貿易省(DFAT)ウェ ブサイト上の FTA
		2) 地域的な包括的経済連携協定 (RCEP)(オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、日本、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの 10 ヶ国対象に 2022 年 1 月 1 日発効。その後韓国が 2022 年 2 月 1 日、マレーシアが 2022 年 3 月 18 日、インドネシアが 2023 年 1 月 2 日、フィリピンが 2023 年 6 月 2 日に発効。) ²	
		3) —アセアン・オーストラリア・ニュージーランド FTA (AANZFTA) —(オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、ミャンマー、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナムの8ヶ国対象に2010年1月1日発効。タイが2010年3月12日発効、ラオスが2011年1月1日発効、カンボジアが2011年1月1日発効、カンボジアが2011年1月1日発効。)3	
		当局の情報源: ⁴ • 1901 年関税法(Customs Act 1901) • 1995 年関税率法(Customs Tariff Act 1995) • 2004 年関税率規則(Customs Tariff Regulations 2004) • 2015 年関税規則(国際義務)(Customs (International Obligations) Regulation 2015) • 2015 年関税規則(アセアン・オーストラリア・ニュージーランド間原産地ルール)(Customs (ASEAN-Australia-New Zealand Rules Of Origin) Regulations 2015 • 2021 年関税規則(RCEP原産地ルール)(Customs (Regional Comprehensive Economic Partnership Rules of Origin) Regulations 2021)	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりベーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情 報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出 入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

¹ ABF 発行の原産地証明書ガイダンス資料: <u>instructions-guidelines-japan-aus-fta.pdf (abf.gov.au)</u>

² ABF 発行の原産地証明書ガイダンス資料: https://www.abf.gov.au/free-trade-agreements/files/RCEP-rules-

³ ABF 発行の原産地証明書ガイダンス資料: <u>AANZFTA First Protocol - 1 October 2015 (abf.gov.au)</u>

⁴ 原産地証明書要件に関するオーストラリアの補足法律文書は次のリンク参照: Federal Register of <u>Legislation</u>
⁵ <u>Australia's free trade agreements (FTAs) | Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade</u>

	ı		T
		● 2014 年関税規則(日本原産地ルール)Customs	
		(Japanese Rules of Origin) Regulation 2014	
2)	発給機関	輸出:	
		オーストラリアの輸出に関する原産地証明書(CoO)発	
		給機関は、	
		● オーストラリア商工会議所(Australian Chamber	
		of Commerce and Industry)	
		● 州・準州の工業会議所 (State / Territory	
		*	
		Chamber of Industry)	
		● オーストラリア産業グループ(Australian	
		Industry Group) ⁶⁷	
		輸入:	
		オーストラリア国境警備隊(Australian Border Force:	
		ABF)が、オーストラリアへの輸入特恵税率適用申請	
		用の原産地証明書を承認する権限を有する。	
		ABFは、輸入における原産地に関する教示も行ってい	
		る。当該教示は5年間有効である。当該教示は、事前	
		教示に該当する。 ⁸	
3)	発給手数	オーストラリアの輸出者へ発給する CoO の発給手数	
	料	料は発給機関のウェブサイトで公開していない。輸出	
		者は必要書類を事前に申請する。	
		ABFの事前教示は無料である。	
		オーストラリアの発給機関は、CoO 発給サービスを 24	
		時間提供している。	
4)	必要書類	オーストラリアの CoO 要件は次のとおり。	発給機関のウェブ
	/	輸出者情報フォームを記入し、輸出者を代表す	サイト、
	申請手順	る署名権限者のリストとともに発給機関に提出	Austrade ウェブサ
			イト、オーストラリア
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
1		් රං	
	申請手順	る署名権限者のリストとともに発給機関に提出する。 発給機関のスタンプ押印前に原産の証拠(インボイスの写し、船荷証券、信用状、又は法定の申告書)を提出する。 輸出者は、発給機関の記録のためにスタンプを押印する書類の写しを提出する必要がある。 認証を受けるため、輸出者は輸出申告書の全ての付属書類の左下部に署名する必要がある。	

⁶ Austrade の発給機関リスト及びそのウェブサイト https://www.austrade.gov.au/contact/faqs/what-is-a- <u>certificate-of-origin</u>
⁷ CoO に関するオーストラリア商工会議所のウェブサイト

https://www.australianchamber.com.au/international/certificates-of-origin/

⁸原産地事前教示用フォームの詳細及びガイダンスについては、以下の URL を参照。 $\underline{https://www.abf.gov.au/importing-exporting-and-manufacturing/free-trade-agreements}$

		 オーストラリアの CoO フォームは、オーストラリアが原産国以外の場合には使用不可。 CoO はタイプ入力でなければならない。 CoO は、輸入者、輸出者、又は製造者が記入できる。 	
		発給機関は、フォームを提供する。当該機関を通じてフォームを提出すること。	
		AUD 1,000 未満のオーストラリアへの輸入には、原産 国の証拠書類は不要。	
		オーストラリアの輸入者は、貨物の輸入日より5年間、 当該輸入貨物に関するCoO、原産国の証明書類又は その写し等の書類を保管しなければならない。	
		原産地証明書類を記入・署名し、CoOを申請したオーストラリアの輸出者又は製造者は、発給日より5年間、当該輸出者又は製造者が提供したCoO又は原産国の貨物がオーストラリア原産であることを証明するために必要な全ての記録を保管しなければならない。	
5)	電子ファイ	可能—ABFは全ての業務を電子で行っており、輸入申	
	ル提出	告の一部として電子形式の CoO を認める。	
		ただし、輸出者は A4 用紙の写しを保管する必要がある。CoO は紙媒体の写しになるが、発給機関の権限付署名及び当局の印は電子で捺印することは可能。	
6)	遡及発給	遡及発給は輸出日より12ヶ月以内に可能。	
		仲介業者・輸入者を通じて、エラー・ノーティスを提出することにより輸入申告修正が可能。	
		CoOには「遡及発給」との文言を付すこと。	
	遡及発給	可能。輸入申告書に、納税を含むエラー・ノーティス及	
	CoO の適 用は可能 か(輸入地	び納付済み関税の調整を行うプロセスがある。	
	において、 一旦は一		
	般(MFN)		
	税率で通 関後、遡っ		
	関版、遡つ て EPA 特		
	恵税率を		
	適用できる		
	か、つまり		
	一旦支払っ		

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりベーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

	た MFN 税		
	率と EPA		
	特恵税率と		
	の差額を		
	還付しても		
	らえるか)		
7)	再発給	再発給申請の場合、輸出者は当該発給機関に連絡す	
		వ 。	
8)	第三国	使用可能。	
	インボイス		
		第三国インボイスの適用及び発行会社名を CoO 上に	
		記載する。	
9)	連続する原	使用可能。必要情報、要件を含め、適用する HS コード	
	産地証明書	のバージョンについて各協定内容を要確認。	
	(Back-to-		
	back		
	certificate		
	of origin)		
10)	非加工証	なし。(最低オペレーション要件の順守を示すためにオ	
	明書	ーストラリア当局が要求する証明書は存在しないと見ら	
		れる。)	
11)	累積必要	貨物が関税分類(Tariff Classification (CTC))に関す	
	書類	る変更を充足していることを証明する書類及び累積適	
		用を確認するための CoO。	

調査日(確認日)2023年3月5日